

認定審査員の 経験してみませんか？



< このような方に **オススメ** >

- ☑ 様々な事例を通して知識を高めたい方
- ☑ お休み中の空いた時間を活用したい方
- ☑ 他職種と意見交換する機会を作りたい方

◆ 実施内容

【内 容】下記の審査会の認定審査員として、1次判定の結果の修正や確定をします。
 『介護認定審査会』 介護保険法における要介護度の2次判定を行う機関
 『障害支援区分認定審査会』障害者総合支援法における障害支援区分の2次判定を行う機関

* 任期は2~3年（市町村によって異なります）

* 認定審査員は「医師」「保健師」「看護師」「薬剤師」「社会福祉士」「介護支援専門員」「理学・作業療法士・言語聴覚士」等の実務経験者が市町村長から任命されます。

◆ 開催時間、場所、頻度 * 市町村によって開催時間や場所、頻度は異なります。

【時 間】平日16：00～19：00、30分以上60分未満

【場 所】市町村の役所、コロナ禍はFAXやオンライン会議等

【頻 度】介護認定審査会：月1～3回 障害支援区分認定審査会：数か月おき月1～2回

◆ 審査件数

【件 数】10~40件（事前に審査対象者の資料が配布、読み込んだ上での参加となります）

◆ 1回あたりの謝金

【謝 金】10,000~18,000円

◆ 宮城県作業療法士会の認定審査員派遣実績（R4年9月現在）

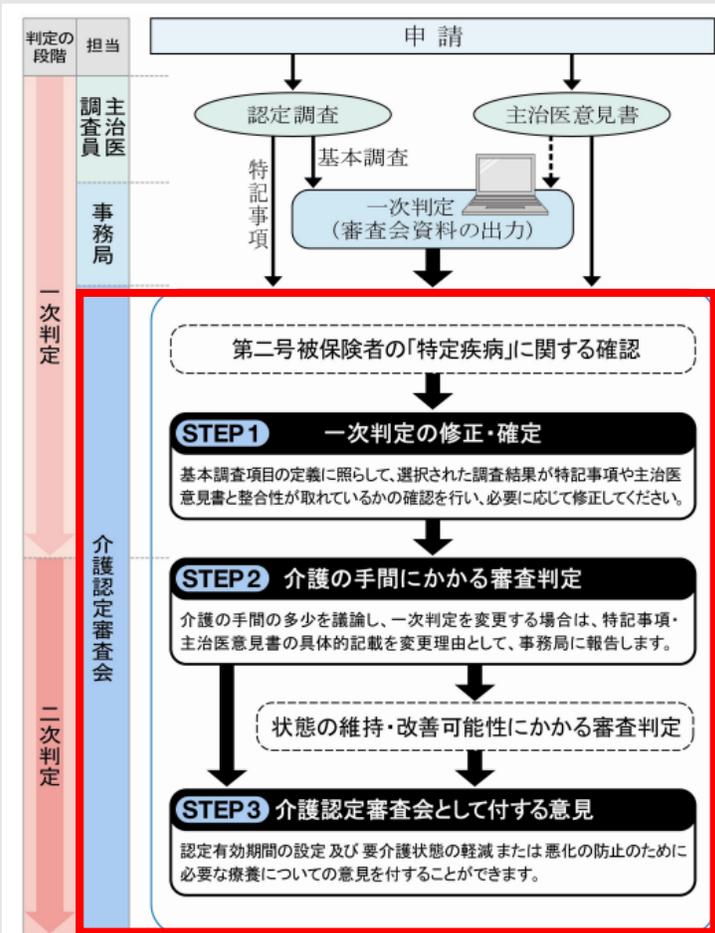
【市町村】7の市町村（仙台市、塩釜市、石巻市、名取市、岩沼市、大崎市、栗原市）

【介護】31名 【障 害】10名

介護認定審査会 / 障害支援区分認定審査会の流れと認定審査員の審査内容

◆ 介護認定審査会の流れ

引用：厚労省、介護認定審査会テキスト



【介護認定審査会の審査内容】

- ☑ 第2号被保険者の場合、16種類の特定疾病に該当しているか確認する。
- ☑ 一次判定における認定調査項目が適切に選択されているか確認する。
- ☑ 主治医意見書や特記事項を基に介護の手間を判断、介護度を見直す。
- ☑ 認定の有効期間や今後の状態（軽減、悪化防止）のための意見をまとめる。

【障害支援区分認定審査会の審査内容】

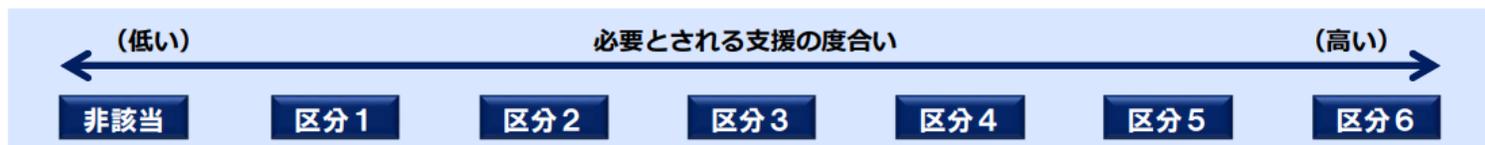
- ☑ 身体障害、知的障害、精神障害、難病で申請した方の認定調査項目や特記事項、主治医意見書を基にできない状況を判断し、障害支援区分を見直す。
- ☑ 現在の状況がどの程度継続するかの観点で認定の有効期間を検討する。

◆ 障害支援区分認定審査会（市町村審査会）の流れ

引用：厚労省、障害支援区分の内容

① 障害支援区分の定義（法第4条第4項）

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。



② 障害支援区分の認定手続き

○ 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。

